

令和6年度大学院（修士段階）春入学者用

令和6年度大学院修士段階（博士前期課程、専門職学位課程）における「授業料後払い制度」を希望する方へ

令和6年3月18日

令和6年度秋から大学院修士段階（博士前期課程、専門職学位課程）に「授業料後払い制度」(*)を導入することになりました。

それに伴い、令和6年度春入学者については、学部段階において「高等教育の修学支援新制度」の対象となっていた者であり、かつ、以下の条件をすべて満たす者については、本制度の申請対象とすることになりました。

本制度を希望する方は、日本学生支援機構の制度説明案内と本要項、添付資料を精読の上、お手続き下さい。

(*) 授業料後払い制度概要

- ・国が在学中の授業料を立て替え、大学院修了後の所得に応じて返還していく制度です。
- ・併せて生活費奨学金として月額2万円又は4万円の範囲で貸与を受けることができます。
- ・生活費奨学金のみの貸与はできません。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）は必須となります（人的保証は選べません）。
- ・授業料は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。

本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を保証料も含めて返還する必要があります。

1. 対象学種

大学院の修士段階（博士前期課程、専門職学位課程）

2. 対象者（以下のすべてを満たす者）

- ①令和6年度春の新規入学者であって、学部で修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ、就労等を挟まずに大学院へ進学した者。
- ②本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者
- ③日本学生支援機構（JASSO）の修士段階を対象とした月額5万円又は8万8千円の第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者
- ④過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者

3. 本学授業料の猶予

- ・本制度に申請した者については、令和6年度授業料の納付を本制度の結果が判明するまで（早くても令和6年11月頃予定）猶予します。
- ・本制度に認定されなかった場合、別途指定する期限までに授業料を納入することが必要となります。

4. 後払いとできる授業料の額（以下「支援対象授業料」という。）

- ・年間535,800円を上限として大学が請求する授業料（予定）
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）が必須となります。
- ・支援対象授業料の金額に保証料を上乗せした金額を、日本学生支援機構から学生に貸与します（当該貸与額を、以下「授業料支援金」という）。
- ・本制度とは別に、本学独自の授業料減免制度があります（前期授業料と後期授業料の年2回に分けて実施）。本学の授業料免除制度に申請して減免された場合は、減免後の授業料金額が本制度の支援対象授業料となります。

このため、大学院において授業料が全額免除になった場合、対象額が0円となることがあります。一部免除と判定された場合は、授業料減免後の額を「授業料支援金」として貸与を受けることとなります。

5. 生活費等の支援として別途貸与を受けられる額（以下「生活費奨学金」という。）

- ・月2万円又は4万円から学生が選択する額（無利子）
- ・日本学生支援機構（JASSO）から直接学生に対して振り込まれます。
- ・生活費奨学金の貸与を受けないことも可能です。
- ・授業料支援金の利用を申請せずに、生活費奨学金の貸与だけを申請することはできません。
- ・保証料の支払い（機関保証への加入）は必須とし、上記額から保証料が天引きされます。

6. 留意事項

- ・本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）の貸与を受けることができません（第二種奨学金の貸与は申請可能です。）
- ・年度途中で第一種奨学金から本制度、本制度から第一種奨学金に変更はできません。
- ・令和5年度中に第一種奨学金に予約採用された方は、併給ができないため、第一種奨学金の辞退が必要です。
- ・春の定期（在学）採用も本制度希望者は第一種奨学金の申込みはできません。
- ・令和6年度修士課程進学予定者を対象とした第一種奨学金返還免除内定制度に申請した方は、返還免除内定制度は令和6年度の後払い制度には適用されないため、本制度ではなく、第一種奨学金を申請してください。内定制度を辞退した方は、本制度に申し込みできます。
- ・本制度は貸与であり、大学院修了後に所得に応じて、授業料支援金及び生活費奨学金を

保証料も含めて返還する必要があります。

- ・本制度は貸与であり、修了後に所得に応じて、日本学生支援機構に返還する必要があります。
- ・入学金・諸会費は本制度の対象でないため、後払いにはなりません。

7. 申請手続きについて

本制度への申請を希望する場合は、(1)(2)の手続きをすべて行ってください。

(1) 制度利用希望申請手続き

申請を希望する方は、下記書類を期日までに学生支援課窓口へ提出してください。

- ①令和6年度日本学生支援機構修士段階における授業料後払い制度事前申請書兼宇都宮大学授業料延納願
- ②高等教育修学支援新制度の支援対象者であったことを証明する書類（写し可）
（例：給付奨学金奨学生証、授業料等減免認定通知書、スカラ PS の認定画面の写し）

提出窓口：学生支援課（峰キャンパス・学務棟（ミニストップ併設建物）2階）

陽東学務課（陽東キャンパス・学生プラザ（図書館併設の建物）1階）

提出期日：令和6年4月10日（水）

(2) 日本学生支援機構（JASSO）への正式申込み（予定）

本制度を利用するためには、日本学生支援機構（JASSO）への申込みが必須であり、令和6年9月～10月頃から申込みが開始になる予定です。（申込方法等詳細は未定）詳細が分かり次第、本学ホームページや教務ポータル（学生向け掲示板）にて案内します。

8. 採用後について

(1) 適格認定

- ・毎年、人物、学業、経済的な観点から、採用後も奨学生にふさわしいか確認するための適格認定を行います。

(2) 返還免除制度

- ・貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した人を対象に、その奨学金の全額または半額を返還免除する制度があります（ただし、返還免除内定制度は適用されません）。

【本件に関する問い合わせ窓口】

●学務部学生支援課奨学支援係

峰キャンパス・学務棟（ミニストップ併設建物）2階

営業時間：平日 8:30～17:00（10月は18:00まで）

TEL：028-649-5102